

○減免対象となる障害の範囲

障害の程度は、手帳そのものの等級ではなく「障害の区分(内臓の場合は臓器別)」ごとの障害等級により判断されます。(下肢を含む複合障害の場合のみ、手帳の等級で判断します。)

障害の区分		障害の程度		
		○身体障害者等が自ら運転する場合 (本人運転)	○身体障害者等のために生計を一にする者が運転する場合(家族運転) ○身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する場合(常時介護者運転)	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害に限る)		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	①1級～6級 ②7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	①1級～3級 ②4～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	
	肝臓の機能障害	1級～3級	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
	戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
平衡機能障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
音声機能障害		特別項症～第2項症(喉頭摘出による音声機能障害に限る。)		
上肢不自由		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
下肢不自由		特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第3項症	
体幹不自由		特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障害		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳	重度(A1、A2)	重度(A1、A2)		
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級		

※再認定日(継続日)を経過した身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は対象外となります。

○減免対象となる車両・運転者の要件

区分	車両の納税義務者	運転者
本人運転の場合	障害者等本人 または	障害者等本人
家族運転の場合	障害者等と生計を一にする者	障害者等と生計を一にする者
常時介護者運転の場合	障害者等本人	障害者等を常時介護する者

※50cc以下の原動機付自転車等の一人乗り用の車両については、車両の納税義務者・運転者ともに障害者等本人に限ります。

※生計を一にする者とは、障害者等と日常生活の資を共にし、同一生計を営む親族(配偶者(未届を含む)、6親等以内の血族又は3親等以内の姻族)をいいます。